

●学校保健安全法における登園停止期間の基準について●

保育園は集団生活の場です。感染症の蔓延を最小限にするため、以下の感染症に罹患したら、かならず登園停止期間を守り登園届を提出してください。



第1種・・・登園停止期間の基準：完全に治癒するまで

病名	登園停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ	治癒するまで

第2種・・・登園停止期間の基準：感染症ごとに定めた基準のとおり

病名	症状	登園停止期間
インフルエンザ	急な発熱、頭痛、筋肉痛、喉の痛み、倦怠感、咳	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	感冒様症状にはじまり、次第に咳が強くなる1～2週間で特有な咳発作になる	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発熱、咳、鼻水、目の充血、口の中の白い水疱、発疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、頭痛、体のだるさ、耳の下の腫れ	耳の下の腫れが出てから5日を経過し、全身状態がよくなるまで
風疹(三日はしか)	バラ紅色の発疹、リンパの腫れ	発疹が消えるまで
水痘(水ぼうそう)	発熱、紅斑、水疱、かさぶた	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、喉の痛み、結膜炎	症状が消えた後2日を経過するまで
結核	2週間以上続く咳、たん、微熱、倦怠感	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、意識障害、出血斑	有効な治療開始後24時間を経過するまで隔離。医師が感染のおそれがないと認めるまで

第3種・・・登園停止期間の基準：病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

腸管出血性大腸菌感染症(O157などベロ毒素産生性大腸菌) 急性出血性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス・パラチフス	治癒または、医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	眼の症状が軽減しても感染力の残る場合があり、医師が感染のおそれがないと認めるまで

第3種 その他・・・登園停止期間の基準：条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるまで

溶連菌感染症	発熱、喉の痛み、舌の発疹、身体の発疹	適切な抗菌薬による治療開始後24時間以降
ウイルス性肝炎	発熱、全身倦怠感、嘔吐、右季肋部痛、黄疸	急性肝炎の急性期でない限り、登園可
手足口病	発熱、手の平や甲、口の中に赤い発疹や水疱	全身状態が安定していれば登園可
ヘルパンギーナ	高熱、喉の痛み、喉の赤み、水疱	全身状態が安定していれば登園可
伝染性紅斑(りんご病)	風邪様症状と顔面の紅斑	発疹期には感染力は消失。全身状態がよくなるまで
マイコプラズマ肺炎	発熱、長引く咳、たん	症状が回復したら登園可
突発性発疹	6～24か月に好発し39.5℃以上の発熱が3～7日続いた後解熱とともに発疹が出現	症状が回復したら登園可
流行性嘔吐下痢症	嘔吐、下痢、腹痛、発熱	症状が回復し、全身状態が安定していれば登園可
RSウイルス	発熱、咳、鼻水、喘鳴、乳児早期では細気管支炎、呼吸困難	症状が安定し、全身状態が安定していれば登園可
带状疱疹	小水疱が肋間神経に沿って片側性に現れる	解熱し機嫌が良く、全身状態が良くなるまで

※感染した場合は登園停止期間を守り、回復して再登園する際には必ず「登園届」を提出してください。